

E T Cによる料金割引の実施に向けた必要措置

今回の料金割引案は、主にE T C車を対象とした内容となっております。このため、国を挙げての緊急の施策として、E T Cの普及促進に全力で取り組んでまいりますが、国におかれましても、E T Cの普及を全力で推進いただきますとともに、E T Cをご利用できないお客様への対応等E T Cの普及に関する諸課題の解決に向けた関係機関の連携強化にご尽力いただくことを期待しております。

1. E T Cの普及に向けた施策

お客様への車載器購入支援(首都高速E T Cモニター半額プレゼント)

関係公団等と合わせて、今後合計330万台に対し車載器購入支援を行うこととしています。このうち首都高速道路公団においては、本年9月22日から平成17年1月31日までに車載器を新たに購入・セットアップし、申込時及び事後にアンケートに回答していただける方に、首都高速道路通行料金の5割に相当する金額を差し引きます。(差引限度額は5,000円)[50万台分]

割引後料金の車載器表示

夜間割引について、お客様のご要望に應えるため、10月26日から10料金所で、また12月中にはすべての料金所で割引後料金の車載器表示ができるようになります。

ワンストップサービス

一部の自動車販売店やカー用品店などにおいて、車載器の販売・取付・セットアップに併せ、カード会社へのお申込み手続きも含めて、全ての手続きを一括して受け付けることができるワンストップサービスの拡大を働きかけます。

さらに、セットアップ店において、ワンストップでその日のうちにE T Cをご利用いただける仕組みをクレジット会社、車載器販売業者等が協力して進めており、来春にはサービス提供が開始されることを期待します。

首都高速道路公団としては、こうした取組みに積極的に協力していくとともに、首都高速道路においても、本年11月から大黒PAでワンストップサービスを実施します。また、前納割引登録手続きの迅速化にも努めます。

E T Cをご利用になるまでの諸費用の軽減

E T Cをご利用になるお客様の負担を軽減するため、車載器を取り付ける際に財団法人道路システム高度化推進機構(O R S E)が徴収するセットアップ手数料の無料化が11月から実施されますが、加えて、車載器価格の低額化や、クレジットカードの年会費の無料化、さらに、車載器のビルトイン化等について関係機関等の一層のご尽力を期待します。

首都高速道路公団としても、E T Cに係る諸費用の負担軽減策について、お客様に対して積極的にP Rしてまいります。

2. 二輪車のお客様への対応

現在、学識経験者、国、関係公団、関係団体からなるETC普及活用検討委員会において検討を進めていただいておりますが、今後、早急に対応方針を固めていただくとともに、来春までには基本方針が示されることを期待します。

首都高速道路公団としては、こうした取り組みに積極的に参画してまいります。

3. クレジットカードをご利用いただけないお客様に対するETCカードの発行

クレジットカードをご利用いただけないお客様にもETCをご利用いただけるよう、一定額の保証金を事前にお支払いいただいたうえでご通行いただいた料金をお客様の銀行口座から引き落とすなどの保証金（デポジット）方式を検討します。

4. 既存割引メニューの将来の集約化

既存の割引メニューは、基本的には以下のとおり集約化を進めます。

現在お使いの回数券割引については、今回の料金認可手続において偽造回数券の抜本的対策として100回券については廃止、また、その他の回数券は、11回券（10回分料金）に整理統合して、当面販売を継続しますが、偽造の状況やお客様の利用状況を見ながら今後の取扱いを検討します。

ハイウェイカード割引（1万円券以下）については、現在、高額券の廃止に伴う券種交換を行っていることを考慮し、また他公団におけるハイウェイカードの取り扱いも考慮して今後の取扱いを検討します。

ETC前払割引については、お客様がご自分の利用状況を確認できるよう一定期間を経た後にETC後納割引制度（ポイント制等）に移行します。

5. 総合的なETC後納割引制度（ポイント制等）の導入

首都高速道路公団では、多様で弾力的な料金を導入し、利用効率の向上を図るため、ETC割引制度全般について、抜本的に見直し、平成17年夏頃からは、利用金額や利用時間帯等に対応して、前払いなしで割引が適用となる総合的なETC後納割引制度（ポイント制等）を導入する予定です。

今回導入する首都高速ETC前払割引は、この新たなETC割引制度に移行するまでの期間限定で実施します。